

笠置町監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和4年7月19日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日	時	令和4年5月26日(木)
		午前9時から午後0時36分まで
場	所	笠置町役場2階 議員控室
欠	席	者 なし
監	査	対 象
		1 いこいの館について
		2 地域活性化企業人事業について
		3 前回(4月28日)監査実施時に指摘した内容について
収	受	資 料 等
		いこいの館管理運営に関する歳出予算執行状況
		笠置町地域プロジェクトマネージャー設置要綱
		地域プロジェクトマネージャー制度概要

2. 監査内容

商工観光課が所管しているいこいの館に係る事業については、今後の方向性が明らかにされていないことから、その現状、進捗状況、今後の利活用方法及び予算

要求理由等について伺うこととした。

また、令和3年度の地域おこし協力隊の報酬支払いについて、地域おこし協力隊から町に提出する申請書等の不備及びそれに付随する双方の連絡調整不足により、支払い処理が滞っていたが、令和4年4月監査の際に、申請書等の処理を適正に行った上、支払い処理中であると説明があったため、支出に係る関係書類等を確認するとともに、地域プロジェクトマネージャー制度の活用状況についても本監査で取り扱うこととした。

なお、本監査において笠置いこいの館指定管理料の返還請求等に係る訴訟の経過について報告を受けていることを申し添える。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

【いこいの館について】

令和2年度、3年度におけるいこいの館管理運営に関する維持管理費について予算執行状況の説明を受けた中で、コピー機リース料等については、費用対効果を十分に精査し、自分ごととして考えた上で経費削減に取り組んでいただきたい。

また、指定管理事業者が撤退した後も、いこいの館再開に向けて施設を維持管理するために経費を支出されていると推察されるが、町としていこいの館に係る方向性を明確に示さないことには、本支出の必要性が不明瞭となってしまう。修繕費を例とすると、何故修繕が必要なのかと問われた際に、今後このような方向性があり、運用するためには修繕が必要であるというような、理屈、根拠に基づいた予算措置をお願いしたい。本指摘については、従前から何度もお伝えしている内容である。

なお、切山区及び北部に設置している「わかさぎ温泉笠置いこいの館」の案内看板について、「わかさぎ温泉」の文言を同色のビニールテープで見えないようにしているとの説明があったが、一般の方が本看板を視認した際に、温浴施設として営業していると錯誤を生む可能性が想定されるため、明記方法について検討いただきたい。

【地域活性化企業人事業について（地域おこし協力隊）】

現在2名体制の地域おこし協力隊であるが、その活動には当然ながら必要経費が発生し、当該費用の支出に係る事務を町の職員が担っている。その活動費の支出手

続きについて遅延が発生していたが、5月23日に全ての清算処理を終えたと報告を受けた。

なお、支出に係る書類の中で、空き家コンサルタントへ委託料を支出しているが、従事した事業内容については抽象的な記載しかなく、担当者が口頭で詳細を聞き取りしているとのことであった。担当者だけでなく、他の者が書類を確認した際に、従事した事業内容が理解できるよう令和3年度分から記載内容の改善を図られたい。

また、地域おこし協力隊から交付申請書の提出がないため補助金の交付が遅れたとのことであったが、補助要綱において四半期ごとに概算払いを明記している以上は、補助要綱に則り適正な処理をお願いしたい。地域おこし協力隊が立て替え払いをしている実態もあるとのことであるが、そのような考え方は補助要綱には示されていない。以前にも補助金の関係で問題になっている中で、公金を取り扱っているという意識を行政組織として認識できていないと言わざるを得ない。このようなことでは、役場の補助金全てにおいて、改めて確認することにもなり得る。

次に、地域おこし協力隊2名については、令和4年度末で3年間の任期が満了するとのことであるが、最終的には笠置に定着していただき、笠置で活動してもらうことが重要と考えられる。地域おこし協力隊が、引き続き町で活動をしていきたいという意欲が創出されるよう、任期満了後の受け皿となる制度設計について、他市町村を参考に発案されたい。

【地域活性化企業人事業について（地域プロジェクトマネージャー）】

本事業は、地方自治体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできるブリッジ人材を求めるものである。町として本制度を活用して地域プロジェクトマネージャーを1名採用しているわけであるが、採用するにあたり、目的、採用基準及び採用経緯について、補助要綱に沿った適切な運用ができているのか改めて整理をされたい。趣旨を踏まえた上で町にとって必要な方であるという位置付けをしないことには、町にとって何もメリットが生まれ得ない。

また、任命権者である町長から、地域プロジェクトマネージャーの役割を明確にさせていただいた上で、8月に実施する決算監査の際には、令和4年4月以降の業務内容及び成果等に係る説明責任を果たしていただくとともに、町にとっての成果が

分かる行動計画表等についても提出をいただきたい。

【前回（4月28日）監査実施時に指摘した内容について】

個別の監査、または決算監査の際に改めて伺うこととする。

最後に、監査は事前に質問通告をした上で実施しているにも関わらず、質問に答えられないということについて甚だ疑問である。これは、日々の仕事に対する答え合わせであり、行政側は十分にそのことを認識されたい。質問には的確に回答いただき、自信及び責任を持っていただけるよう働き方改革をお願いしたい。

以 上